



全てを満たす方が対象です

- ・ 男鹿市に在住している
- ・ 生後8週から3歳までの児童を育児している
- ・ 保育施設等を利用せずに在宅で育児をしている
- ・ 育児休業給付金を受けていない
- ・ 生活保護を受けていない
- ・ 同一世帯に市税等を滞納している方がいない

※3歳までの児童・・・  
満3歳に達してから最初の3月31日を迎えるまでの間にある児童

男鹿市は

頑張っているあなたを応援します

在宅子育て支援

給付金給付事業



【必要書類】

- ・ 男鹿市在宅子育て支援給付金給付申請書
- ・ 育児休業給付金受給対象外申出書（父母の場合は両方） 又は  
育児休業給付金支給決定通知書等の写し
- ・ 保険証の写し（父母の場合は両方）
- ・ 申請者の本人確認ができる書類  
（運転免許証、マイナンバーカード 等）
- ・ 申請者の振込口座が確認できる書類の写し  
（通帳・キャッシュカード 等）

審査

児童1人につき

1万円/月

支給月（8月、12月、4月）に  
口座へ振り込みます。

詳しい内容、申請書は

男鹿市 市民福祉部 子育て健康課

ホームページ

男鹿市船川港船川字泉台66-1

TEL : 0185-27-8074

